

# 令和5年度第1号議案

令和5年度第1回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「江戸川区情報セキュリティポリシーの  
改定について」

主管課：経営企画部DX推進課

〈添付資料〉

- (1) 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 1
- (2) 諮問依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 2～p. 3

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会  
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

- 1 諮問事項  
江戸川区情報セキュリティポリシーの改定について
- 2 諮問理由  
江戸川区情報セキュリティポリシーを改定することが江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に規定する個人情報保護制度の運営に関する重要事項に該当するため
- 3 諮問関係資料  
別紙諮問依頼書（写）のとおり
- 4 担当部課  
総務部総務課



23 経D送第 52 号  
令和 5 年 5 月 8 日

総 務 部 長 殿

経 営 企 画 部 長

### 江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について（依頼）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「保護審査会」という。）に諮問願います。

### 記

#### 1 諮問事項

江戸川区情報セキュリティポリシーの改定について

#### 2 諮問理由

江戸川区情報セキュリティポリシー（以下「区情報セキュリティポリシー」という。）を改定することが江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に規定する個人情報保護制度の運営に関する重要事項に該当するため

#### 3 実施目的

総務省では、平成 13 年から、各地方公共団体が情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考となるよう、考え方及び内容について解説した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（以下「総務省ガイドライン」という。）を策定している。今般、新たな技術動向等を踏まえ、令和 5 年 3 月に改定が行われた。

江戸川区においても、総務省ガイドラインの改定内容を踏まえ、区情報セキュリティポリシーの改定を行い、更なる情報セキュリティの強化と ICT の利活用範囲の拡大を図ることを目的とする。

※ 改定の概要は、別添 1 「「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等の改定について」のとおり

#### 4 区情報セキュリティポリシーの改定内容

区情報セキュリティポリシーは、江戸川区情報管理安全対策要綱（以下「要綱」という。）及び江戸川区情報管理安全対策基準（以下「基準」という。）により構成されている。今回の改定は、基準に係るものが主であり、要綱は一部の文言追加のみである。

##### （1）総務省ガイドラインの主な改定内容

ア 情報システムの標準化・共通化の動向に対応し、標準準拠システム等をクラウドサービス上で利用する際のセキュリティ対策を整理

イ 標準準拠システム等をクラウドサービス上で運用する場合のセキュリティ対策について、クラウドサービスの利用に関する情報セキュリティの国際規格（JISQ27017）を参考に記載

ウ 外部委託先管理の運用面に関して、情報のライフサイクル全般での管理の必要性、サーバールームの入退室管理の徹底、職員・委託先従業員のセキュリティ意識の重要性等について記載

(2) その他の区情報セキュリティポリシーの改定内容

要綱及び基準の主な改定内容は、別添2のとおり。

区情報セキュリティポリシーの改定案は、別添3のとおり。

5 実施時期（予定）

令和5年5月 保護審査会への諮問

6月 改定した区情報セキュリティポリシーの運用開始

6 担当部課

経営企画部DX推進課